

# 医師を対象とした 病児保育支援体制構築事業について

(緊急的な病児預かり)

茨城県では、医師が継続して就業できる環境を整備するため、子どもの体調不良時でも安心して勤務できる体制の整備を促進しています。

## 事業内容

子育て中の医師が、子どもの急な発熱等により、自分が担当する診療業務などを、急きょできなくなってしまうような事態を心配することなく、安心して勤務できる体制を整備することを目的とし、病院における病児保育のシステム構築を進めるとともに、次に定める区分の経費の補助を行います。

## 補助対象経費

区分	想定事業	補助額
(1)施設整備費 (ハード事業)	ア 病児預かりのためのスペース整備 イ 病児預かりのためのスペースで使用する備品購入 ウ その他病児預かりのために必要な施設整備	上限 1,500,000円
(2)病児保育 利用料等 (ソフト事業)	ア 病児保育料 イ ベビーシッターやファミリーサポートセンターの利用料 ウ 院内コーディネーターの人件費 エ ベビーシッター会社との法人登録料	上限 500,000円

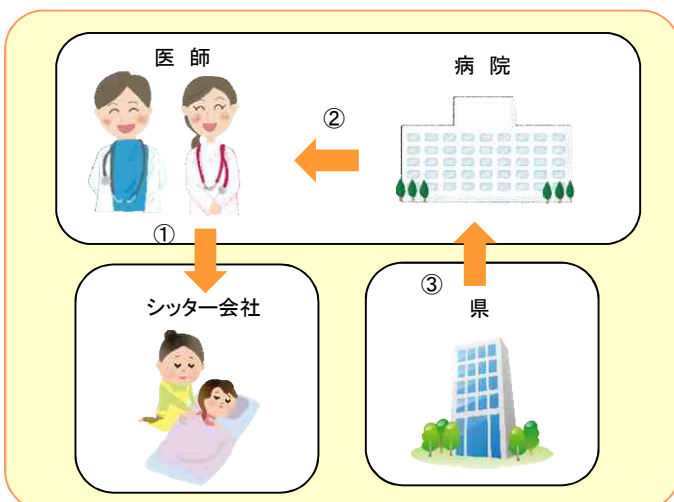
## 対象事業者

事業所の所在地が県内にあり、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同法第2項に規定する診療所

## 補助率

1/2

## 補助の流れ(例)



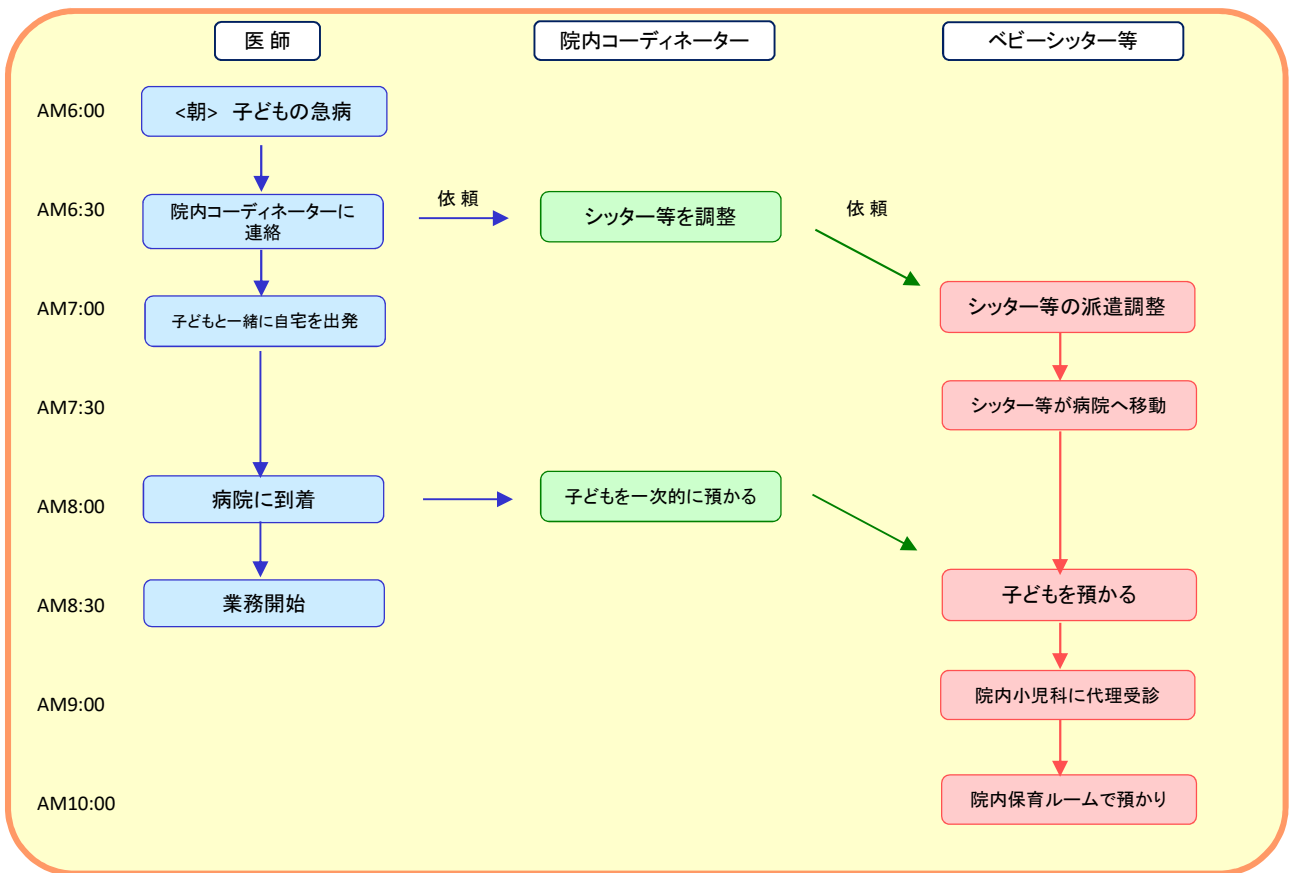
① 子どもを預けた医師が、シッター会社にシッター代を支払う。

② 病院は、医師が支払ったシッター代に対して補助を行う。

③ 県は、病院が支払ったシッター代の1/2を病院に補助する。(ソフト事業)  
このほか、県は、病院が病児預かりのためのスペースを整備した場合、整備に係る経費も補助する。(ハード事業)

## 病児保育支援の流れ（例）

病院内で対応できる場合 ※ 院内コーディネーター設置済, 院内保育ルーム設置済



茨城県医師会において、医師が必要としている支援の聞き取り、院内支援体制の構築支援、地域のベビーシッターや子育てサポーター等との連携支援をお手伝いし、オーダーメイドの病児保育支援体制を構築します。

### 【本事業についてのお問い合わせ先】

茨城県保健福祉部医療局医療人材課 医師確保担当 TEL:029-301-3191 e-mail: i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

[受託者]一般社団法人 茨城県医師会 TEL:029-241-8446 e-mail: i-dr.support@au.wakwak.com